

なみき福祉会家族会会則

第1章 総則

<名称および事務所>

第1条 本会は、なみき福祉会家族会（以下、「本会」という）と称し、事務所を東京都八王子市緑町935-15工房みどりの風 内に置く。

<会員>

第2条 本会は、特定非営利活動法人なみき福祉会の日中活動事業所（作業所）と共同生活援助事業所（グループホーム）利用者の家族を以って構成される。

<目的および設立年月日>

第3条 本会は、福祉施策の推進と向上に寄与し、また会員の親睦や要望等を話し合うことを目的とし、設立年月日は平成31年4月1日とする。

<事業>

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員の相互の扶助・親睦
- (2) 福祉に関する勉強会
- (3) 他福祉施設等の見学会

第2章 役員

<役員の種類>

第5条 本会は、次の役員を置く。役員は作業所とグループホームから最低各1名は選出する。

- | | |
|------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長兼会計 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 監事 | 2名 |

<役員の職務>

第6条 会長は、会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時は職務を代行する。

書記は、事業を記録し、会議の議事録を作成する。

会計は、会費・入会金・寄付金等を管理する。

監事は、会の会計事務を監査する。

<役員任期>

第7条 役員任期は原則1年とする。

第3章 会議

<会議の種別>

第8条 本会は、次の会議を開催する。

- (1) 役員会 必要に応じ、随時役員会を行なう。
- (2) 定例会 原則として半年に一度開催する。
- (3) 各事業所の会議や茶話会については自主的に行う。

<定足数>

第9条 定例会は、会員の過半数出席で成立する。

<議決>

第10条 定例会の議事は、出席会員の過半数を以って決する。ただし、重要な案件に関しては、会員の3分の2以上の賛成を以って決する。

<議事録>

第11条 定例会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 出席者名
- (3) 報告内容・議題
- (4) 決議結果および決議の概要

第4章 会計

<会費>

第12条 会員は次の会費を納入するものとする。 ※1

- | | | |
|---------|-------|-------------------|
| (1) 入会金 | なし | |
| (2) 年会費 | 一人当たり | ¥2,000 (週2～7日利用者) |
| | 〃 | ¥1,000 (週1日利用者) |

<会費の用途>

第13条 本会の運営費は会費でまかなう。

慶弔金

利用者の結婚祝	¥10,000
利用者の出産祝 (第1子のみとする)	¥10,000
利用者の1週間以上の入院 (1疾病につき)	¥10,000
利用者の死亡	¥10,000
保護者の1週間以上の入院 (1疾病につき)	¥10,000
保護者・職員の死亡	¥10,000

その他必要と認められる経費（茶話会への補助など）茶話会への補助については年2回までとする。

尚、慶弔金に対する返礼は受理しないものとする。

<積立金>

第14条 本会の繰越金は積立て、施設の改築・整備・新設に使用する。使用に際しては人数で按分して法人に寄付する。

<会計年度>

第15条 本会の事業年度および会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

<会計報告>

第16条 収支決算書を作成し領収書等とともに、次年度会計担当者に引継ぎを行なう。
収支会計報告を行なう。

細則

- ※1 利用者の個人単位での入会とする。
- ※2 年会費は返金しないものとする。

補足

この会則は、会員の決議により改正することができる

付則

- ・本会則は平成31年4月1日より実施する。

以上